

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則（平成十九年千葉県規則第七十四号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条の規則で定める基準)</p> <p>第二条 条例第二条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。</p> <p>2 前項の基準は、<u>日本産業規格K〇一〇二一一の十二</u>に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第三条 条例第六条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成十九年九月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）</p> <p>この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条の規則で定める基準)</p> <p>第二条 条例第二条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。</p> <p>2 前項の基準は、<u>日本産業規格K〇一〇二の一・一</u>に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第三条 条例第六条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成十九年九月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）</p> <p>この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。</p>